平成２３年（フ）第４７５号
滋賀県甲賀市信楽町長野429番地１―301号、前住所滋賀県甲賀市信楽町神山1673番地
破産者　大原　　孝
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９１号
大津市美空町２　びわ湖美空第二７―204、住民票上の住所滋賀県湖南市近江台１丁目８番25号
破産者　松本　光司
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９３号
兵庫県姫路市御国野町御着1068番地86
破産者　大谷　一郎
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第２３３号
広島市西区草津東１丁目11番24号
破産者　宮崎　隆司
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２９号
福岡県古賀市今の庄１丁目25番23号
破産者　徳山　達也
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３２２号
福岡県筑紫郡那珂川町後野１丁目１番10号
破産者　福田　　勝
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３号
大分市大字小池原326番地　市営１Ａ２―301
破産者　見良津輝美
１　決定年月日　平成25年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４８号
北海道小樽市花園３丁目23番11号
破産者　渡邉　裕井
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第３９６号
埼玉県熊谷市村岡1840番地２、旧住所埼玉県熊谷市久保島699番地22
破産者　吉野　勝良
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９７７号
横浜市磯子区東町10番４―501号
破産者　武本　麗子
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００２号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地36棟108号
破産者　田中　エマ
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２４６号
横浜市神奈川区片倉２丁目43番６号　ハイツ片倉Ａ号
破産者　川口　慶子
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４１２号
横浜市神奈川区片倉２丁目43番６号　ハイツ片倉Ａ号
破産者　川口　信一
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５１３号
横浜市戸塚区平戸１丁目23番10号
破産者　木原　義明
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５３０号
横浜市南区中村町５丁目319番地３　ワコーレ吉野町ガーデン709号
破産者　中村　　暁
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１号
長野県千曲市磯部955　古畑年雄方、住民票上の住所長野県松本市高宮東２番18号
破産者　淡路　　剛
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１３７２号
京都市南区上鳥羽奈須野町24番地　プエナビスタ京都上鳥羽502
破産者　大倉　継則
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２５９号
神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３11―501号
破産者　北治　久夫
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７６号
広島市南区旭３丁目２番20―１―204号、申立時の住所広島市佐伯区観音台４丁目18番１号
破産者　西川　義廣
１　決定年月日　平成25年２月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部